

○最高裁判所表彰規程

昭和三十一年三月三十一日

最高裁規程第一号

最高裁判所表彰規程

第一条 裁判官以外の裁判所の職員に対して最高裁判所が行う表彰については、この規程の定めるところによる。

第二条 表彰は、裁判官以外の裁判所の職員で次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 勤務成績が特に優秀である者
- 二 永年勤続し、勤務成績が良好である者
- 三 事務の改善に関し著しい貢献をした者その他職務に関し多大の功績があつた者
- 四 危険を顧みず身をていして職責を尽した者
- 五 模範として推奨するに足る善行があつた者

第三条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

第四条 表彰は、死亡した者に対しても行うことができる。

第五条 裁判所の職員以外の者で裁判所のために貢献し、その功績顕著であるものに対しては、この規程の定めるところに準じて表彰を行う。

附 則

この規程は、昭和三十一年四月一日から施行する。